

坂出市立中学校標準服のあり方に関する検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 坂出市立中学校の標準服に係る今後のあり方を検討するため、坂出市立中学校「標準服のあり方」検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、坂出市立中学校の「標準服のあり方」に関する事項を検討するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) P T A（小学校）の代表
- (3) P T A（中学校）の代表
- (4) 校長会（小学校）の代表
- (5) 校長会（中学校）の代表

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条に規定する事項に係る検討が終了するまでの間とする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の委嘱後、最初に行われる会議の招集は、教育長が行う。

2 坂出市教育委員会は、第2条に規定する事項に関して協議する必要がある事項が発生したときは、委員長に対し、協議すべき具体的事項を示して会議の招集を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、坂出市教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。